

感染症による出席停止等について

学校が出席停止になる感染症は学校保健安全法施行規則第18・19条に定められているものです。

別添 pdf ファイルで次の 2 項目について確認できます。

○学校感染症の種類について → 2 学校感染症一覧.pdf

○季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の確認について
→ 3 季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の出席停止期間.pdf

出席停止の解除（学校への登校再開）は「登校停止意見書」を医師により発行してもらい学校へ持参することで認められます。

ただし、出席停止の措置となる感染症のうち、**季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症**については「登校停止意見書」を学校へ提出する必要はありません（医師への発行依頼は不要です）。